

パブリックコメント実施結果

1 案件名

「(仮称) 門真市工場立地法準則条例制定に向けた考え方」

2 意見募集期間

令和4年4月1日(金)から令和4年4月28日(木)まで

3 実施機関(担当所管課)

(1) 名称: 門真市 市民文化部 産業振興課

(2) 電話番号: 06-6902-5966 (直通)

4 閲覧場所

- (1) 産業振興課
- (2) 市情報コーナー
- (3) 市役所本館1階入口
- (4) 保健福祉センター
- (5) 南部市民センター
- (6) 門真市民プラザ
- (7) ルミエールホール
- (8) 市立公民館
- (9) 図書館本館
- (10) 老人福祉センター
- (11) 高齢者ふれあいセンター
- (12) 女性サポートステーション WESS
- (13) 門真市中小企業サポートセンター(本館)
- (14) 市ホームページ

5 受付した意見等の件数

合計6件

6 意見への対応

寄せられた意見による考え方の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

意見等の概要	意見等に対する市の考え方
<p>当社の工場は、老朽化した建物が複数ある。これらの建替を計画するにあたり、緑地や環境施設の増設が必要となるものの、敷地内に確保が困難で、現状では工場面積を縮小せざるを得ず、国内外への移転も検討しなければならない。本条例は、門真市での工場操業、従業員の雇用を継続していくために有効であり、また、代替の市内緑化協力活動についても賛同する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【同様のご意見他 4 件】</b></p>	<p>頂きましたご意見については、今後、施策を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>
<p>工場立地法は周辺の生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害を発生しにくくさせること等を目的としたものである。</p> <p>また、工場等の周辺地域における公園等の保全活動は、周辺、隣接及び近隣する住民に対して、生活環境や公害の発生をしにくくする蓋然性はない。公園等緑化整備に対する寄付についても、周辺、隣接及び近隣地への対策に使われるのか。一般会計に入るのか特別会計に入るのかも明確にされたい。</p> <p>さらに、市内経済への影響については、明らかな資料や数値を用いて示すべき。一方、環境変化への継続的な調査は行うのか、環境が悪化した場合はいかなる施策を講じるのか。既に条例を制定している市町村ではどのような変化があったのか明示されたい。</p> <p>まとめとして、近隣対策の視点が欠けている。隣接、近隣への説明が最優先であるとともに、その配慮の視点も最重要であり、緑地面積を減らすのは失速である。</p>	<p>条例制定による周辺地域への影響については、現状の市内特定工場の平均環境施設面積率及び平均緑地面積率は、それぞれ 13.9%、9.8%となっており、条例の基準である 15%、10%（準工業地域）に達していない状況です。このような工場については、今後も条例の基準に達するまで、敷地内に緑地等を整備する必要があることから、今回の条例制定により、特定工場における緑地等全体の面積は現状より減少しないものと考えております。また、緑地等の整備が障壁となることで工場の建替え等が進みにくい現状と比較し、結果として、緑地等の増加及び、老朽化した工場等の更新が図られるといった効果が期待できます。</p> <p>公園等緑化整備に対する寄付については、門真市基金条例に基づき設置されている「都市整備基金」に積み立て、「公園等の緑地の整備に要する費用」に限定して支出する予定です。また、「企業版ふるさと納税制度」の活用による寄付については、事業者と相談の上、門真市第 6 次総合計画に基づき取り組まれる事業のうち、環境分野等に充当させていただく予定です。なお、上記はいずれも区</p>

分上は一般会計に該当します。

市内経済への影響に関しては、企業の設備投資計画は機微な情報であるため、全てを把握することは困難ですが、国が公表するデータ等では、本市において製造業が雇用者数や付加価値額において重要な役割を担っていることから、製造事業者が市内から移転することなく増改築等の設備投資ができるような環境を整備することは重要な課題と認識しております。

他市の事例については、ヒアリングの結果、市外移転を検討していた企業が市内での建替えが可能となったケースなどが見られます。

頂きましたご意見については、今後、施策を検討していく際の参考とさせていただきます。